

平成27年7月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(332疾病)

※平成27年7月1日施行

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群 ※	42	黄色靱帯骨化症	83	グルコーストランスポーター1欠損症 ※
2	アイザックス症候群 ※	43	黄斑ジストロフィー ※	84	グルタル酸血症1型 ※
3	I g A腎症	44	大田原症候群 ※	85	グルタル酸血症2型 ※
4	I g G 4 関連疾患 ※	45	オクシピタル・ホーン症候群 ※	86	クロー・深瀬症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	46	オスラー病 ※	87	クローン病
6	アジソン病	47	カーニー複合 ※	88	クローンカイト・カナダ症候群 ※
7	アッシャー症候群 ※	48	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん ※	89	痙攣重積型(二相性)急性脳症 ※
8	アトピー性脊髄炎 ※	49	潰瘍性大腸炎	90	結節性硬化症
9	アペール症候群 ※	50	下垂体前葉機能低下症	91	結節性多発動脈炎
10	アミロイドーシス	51	家族性地中海熱 ※	92	血栓性血小板減少性紫斑病
11	アラジール症候群 ※	52	家族性良性慢性天疱瘡 ※	93	限局性皮質異形成 ※
12	有馬症候群 ※	53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群 ※	94	原発性局所多汗症 ※
13	アルポート症候群 ※	54	歌舞伎症候群 ※	95	原発性硬化性胆管炎
14	アレキサンダー病 ※	55	ガラクトース-1-リン酸ウリシルトランスフェラーゼ欠損症 ※	96	原発性高脂血症
15	アンジェルマン症候群 ※	56	加齢黄斑変性	97	原発性側索硬化症
16	アントレー・ピクスラー症候群 ※	57	肝型糖原病 ※	98	原発性胆汁性肝硬変
17	イソ吉草酸血症 ※	58	間質性膀胱炎(ハンナ型) ※	99	原発性免疫不全症候群
18	一次性ネフローゼ症候群	59	環状20番染色体症候群 ※	100	顕微鏡の大腸炎 ※
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎 ※	60	関節リウマチ	101	顕微鏡的多発血管炎
20	1 p 36欠失症候群 ※	61	完全大血管転位症 ※	102	高I g D症候群 ※
21	遺伝性ジストニア ※	62	眼皮膚白皮症 ※	103	好酸球性消化管疾患
22	遺伝性周期性四肢麻痺 ※	63	偽性副甲状腺機能低下症	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
23	遺伝性痔炎 ※	64	ギャロウェイ・モフト症候群 ※	105	好酸球性副鼻腔炎 ※
24	遺伝性鉄芽球性貧血 ※	65	急性壊死性脳症 ※	106	抗糸球体基底膜腎炎 ※
25	VATER症候群 ※	66	急性網膜壊死 ※	107	後縦靱帯骨化症
26	ウィーバー症候群 ※	67	球脊髄性筋萎縮症	108	甲状腺ホルモン不応症
27	ウィリアムズ症候群 ※	68	急速進行性糸球体腎炎	109	拘束型心筋症
28	ウィルソン病 ※	69	強直性脊椎炎 ※	110	高チロシン血症1型 ※
29	ウエスト症候群 ※	70	強皮症	111	高チロシン血症2型 ※
30	ウェルナー症候群 ※	71	巨細胞性動脈炎	112	高チロシン血症3型 ※
31	ウォルフラム症候群 ※	72	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変) ※	113	後天性赤芽球瘡 ※
32	ウルリッヒ病	73	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変) ※	114	広範脊柱管狭窄症
33	HTLV-1 関連脊髄症	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	115	抗リン脂質抗体症候群
34	A T R - X 症候群 ※	75	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変) ※	116	コケイン症候群 ※
35	A D H 分泌異常症	76	筋萎縮性側索硬化症	117	コステロ症候群
36	エーラス・ダンロス症候群 ※	77	筋型糖原病 ※	118	骨形成不全症 ※
37	エプスタイン症候群 ※	78	筋ジストロフィー ※	119	骨髄異形成症候群
38	エプスタイン病 ※	79	クッシング病	120	骨髄線維症
39	エマヌエル症候群 ※	80	クリオピリン関連周期熱症候群	121	ゴナドトロピン分泌亢進症
40	遠位型ミオパチー	81	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群 ※	122	5 p 欠失症候群 ※
41	円錐角膜 ※	82	クルーゾン症候群 ※	123	コフィン・シリス症候群 ※

平成27年7月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(332疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
124	コフィン・ローリー症候群 ※	165	正常圧水頭症	206	弾性線維性仮性黄色腫 ※
125	混合性結合組織病	166	成人スチル病	207	短腸症候群 ※
126	鯉耳腎症候群 ※	167	成長ホルモン分泌亢進症	208	胆道閉鎖症 ※
127	再生不良性貧血	168	脊髄空洞症	209	遅発性内リンパ水腫
128	サイトメガロウィルス角膜炎 ※	169	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	210	チャーシ症候群
129	再発性多発軟骨炎	170	脊髄髄膜瘤 ※	211	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 ※
130	左心低形成症候群 ※	171	脊髄性筋萎縮症	212	中毒性表皮壊死症
131	サルコイドーシス	172	全身型若年性特発性関節炎	213	腸管神経節細胞減少症
132	三尖弁閉鎖症 ※	173	全身性エリテマトーデス	214	TSH分泌亢進症
133	CFC症候群	174	先天性横隔膜ヘルニア ※	215	TNF受容体関連周期性症候群
134	シェーグレン症候群	175	先天性核上性球麻痺 ※	216	低ホスファターゼ症 ※
135	色素性乾皮症	176	先天性魚鱗癬	217	天疱瘡
136	自己貪食空胞性ミオパチー	177	先天性筋無力症候群	218	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 ※
137	自己免疫性肝炎	178	先天性腎性尿崩症 ※	219	特発性拡張型心筋症
138	自己免疫性出血病XIII ※	179	先天性赤血球形成異常性貧血 ※	220	特発性間質性肺炎
139	自己免疫性溶血性貧血	180	先天性大脳白質形成不全症 ※	221	特発性基底核石灰化症
140	シトステロール血症 ※	181	先天性風疹症候群 ※	222	特発性血小板減少性紫斑病
141	紫斑病性腎炎	182	先天性副腎低形成症	223	特発性後天性全身性無汗症 ※
142	脂肪萎縮症 ※	183	先天性副腎皮質酵素欠損症	224	特発性大腿骨頭壊死症
143	若年性肺気腫	184	先天性ミオパチー ※	225	特発性門脈圧亢進症
144	シャルコー・マリー・トゥース病	185	先天性無痛無汗症 ※	226	特発性両側性感音難聴
145	重症筋無力症	186	先天性葉酸吸収不全 ※	227	突発性難聴
146	修正大血管転位症 ※	187	前頭側頭葉変性症 ※	228	ドラベ症候群 ※
147	シュワルツ・ヤンペル症候群	188	早期ミオクロニー脳症 ※	229	中條・西村症候群 ※
148	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症 ※	189	総動脈幹遺残症 ※	230	那須・ハコラ病 ※
149	神経細胞移動異常症 ※	190	総排泄腔遺残 ※	231	軟骨無形成症 ※
150	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 ※	191	総排泄腔外反症 ※	232	難治頻回部分発作重積型急性脳炎 ※
151	神経線維腫症	192	ソトス症候群 ※	233	22q11.2欠失症候群 ※
152	神経フェリチン症 ※	193	ダイヤモンド・ブラックファン貧血 ※	234	乳幼児肝巨大血管腫 ※
153	神経有棘赤血球症	194	第14番染色体父親性ダイソミー症候群 ※	235	尿素サイクル異常症 ※
154	進行性核上性麻痺	195	大脳皮質基底核変性症	236	ヌーナン症候群 ※
155	進行性骨化性線維異形成症	196	ダウン症候群 ※	237	脳腱黄色腫症 ※
156	進行性多巣性白質脳症	197	高安静脈炎	238	脳表へモジリン沈着症 ※
157	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症 ※	198	多系統萎縮症	239	膿疱性乾癬
158	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症 ※	199	タナトフォリック骨異形成症 ※	240	嚢胞性線維症
159	スタージ・ウェーバー症候群 ※	200	多発血管炎性肉芽腫症	241	パーキンソン病
160	スティーヴンス・ジョンソン症候群	201	多発性硬化症/視神経脊髄炎	242	パージャー病
161	スミス・マガニス症候群 ※	202	多発性嚢胞腎	243	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
162	スモン	203	多脾症候群 ※	244	肺動脈性肺高血圧症
163	脆弱X症候群 ※	204	タンジール病 ※	245	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性) ※
164	脆弱X症候群関連疾患 ※	205	単心室症 ※	246	肺胞低換気症候群

平成27年7月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(332疾病)

番号	疾病名
247	バッド・キアリ症候群
248	ハンチントン病
249	汎発性特発性骨増殖症
250	P C D H 19関連症候群 ※
251	肥厚性皮膚骨膜症 ※
252	非ジストロフィー性ミオトニー症候群 ※
253	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症 ※
254	肥大型心筋症
255	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
256	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 ※
257	ピッカースタッフ脳幹脳炎 ※
258	非典型型溶血性尿毒症症候群
259	非特異性多発性小腸潰瘍症 ※
260	皮膚筋炎/多発性筋炎
261	びまん性汎細気管支炎
262	肥満低換気症候群
263	表皮水泡症
264	ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型) ※
265	ファイファー症候群 ※
266	ファロー四徴症 ※
267	ファンコニ貧血 ※
268	封入体筋炎
269	フェニルケトン尿症 ※
270	複合カルボキシラーゼ欠損症 ※
271	副甲状腺機能低下症 ※
272	副腎白質ジストロフィー
273	副腎皮質刺激ホルモン不応症 ※
274	ブラウ症候群
275	ブラダー・ウィリ症候群 ※
276	プリオン病
277	プロピオン酸血症 ※
278	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
279	閉塞性細気管支炎 ※
280	ベーチェット病
281	ベスレムミオパチー
282	ヘパリン起因性血小板減少症 ※
283	ヘモクロマトーシス ※
284	ペリー-症候群 ※
285	ペルーシド角膜辺縁変性症 ※
286	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
287	片側巨脳症 ※

番号	疾病名
288	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群 ※
289	発作性夜間ヘモグロビン尿症
290	ポルフィリン症 ※
291	マリネスコ・シェーグレン症候群 ※
292	マルファン症候群 ※
293	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
294	慢性血栓性肺高血圧症
295	慢性再発性多発性骨髄炎 ※
296	慢性膵炎
297	慢性特発性偽性腸閉塞症
298	ミオクロニー欠神てんかん ※
299	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん ※
300	ミトコンドリア病
301	無脾症候群 ※
302	無βリポタンパク血症 ※
303	メーフルシロップ尿症 ※
304	メチルマロン酸血症 ※
305	メビウス症候群 ※
306	メンケス病 ※
307	網膜色素変性症
308	もやもや病
309	モワット・ウイルソン症候群 ※
310	薬剤性過敏症候群 ※
311	ヤング・シンブソン症候群 ※
312	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ※
313	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん ※
314	4 p欠失症候群 ※
315	ライソソーム病
316	ラスムッセン脳炎 ※
317	ランゲルハンス細胞組織球症
318	ランドウ・クレフナー症候群 ※
319	リジン尿性蛋白不耐症 ※
320	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ※
321	両大血管右室起始症 ※
322	リンパ管腫症/ゴーム病 ※
323	リンパ管筋腫症
324	類天疱瘡(後天性表皮水泡症を含む。) ※
325	ルビンシュタイン・ティビ症候群
326	レーベル遺伝性視神経症 ※
327	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症 ※
328	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ※

番号	疾病名
329	レット症候群 ※
330	レノックス・ガストー症候群 ※
331	ロスムンド・トムソン症候群 ※
332	肋骨異常を伴う先天性側弯症 ※

○対象外とされた疾病

すでに障害福祉サービスの対象となっていた方は、経過措置を設け、継続利用可能とする。

①平成27年1月以降に対象外となった疾患

番号	疾病名
1	劇症肝炎
2	重症急性膵炎

②平成27年7月以降に対象外となった疾患

番号	疾病名
1	肝外門脈閉塞症
2	肝内結石症
3	偽性低アルドステロン症
4	ギラン・バレー症候群
5	グルココルチコイド抵抗症
6	原発性アルドステロン症
7	硬化性萎縮性苔癬
8	好酸性筋膜炎
9	視神経症
10	神経性過食症
11	神経性食欲不振症
12	先天性QT延長症候群
13	TSH受容体異常症
14	特発性血栓症
15	フィッシャー症候群
16	メニエール病

(4)療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて

- 療育手帳制度については、法令上に規定がないことから、マイナンバー制度において本年7月を目途として予定されている情報連携により、療育手帳に関する特定個人情報の情報提供を行うことはできない。
- これに関して、平成28年地方分権改革に関する提案募集では「療育手帳関係情報についても情報連携の対象とすること」について提案が寄せられており、番号制度の趣旨を踏まえると、療育手帳所持者についても、身体障害者手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者と同様、各種行政手続においてマイナンバーを利用いただける環境を整備することが大切と考える。
- そのため、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)において、療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、交付事務を行う各自治体における独自利用事務条例(番号法第9条第2項)の制定状況に基づき、情報連携により情報提供できる特定個人情報(番号法別表第2に基づく主務省令)として整備することとしている。
- 昨年9月に実施した独自利用事務条例の制定状況に関する調査結果によれば、療育手帳の交付事務を行う67自治体のうち10自治体においてのみ条例が制定されている状況であることから、主務省令の整備には至っていない。多くの自治体において条例制定されることが、療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることにつながることから、趣旨をご理解いただき、引き続き各自治体において独自利用事務条例の制定についてお願いする。後日、制定状況の確認をさせていただきます。

(5) 地方分権について

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(障害保健福祉部関係)について

- 指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備に関する届出の受理等の事務・権限を 都道府県から中核市へ移譲（31年4月1日より）（※）
- 指定障害児通所支援事業者の指定等の事務・権限を都道府県から中核市へ移譲（31年4月1日より）
- 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等による業務管理体制の整備に関する届出の受理等の事務・権限を都道府県から中核市へ移譲（31年4月1日より）（※）
- 自立支援医療の支給認定について、転居先の市町村が転居元の市町村等から認定に係る医師の意見書等を取り寄せることが可能である旨等を通知（28年度中）
- 自立支援医療に係る支給認定の有効期間を延長することについて検討・結論（29年中）
- 障害者向けグループホームを一定の場合には特別養護老人ホームと同一の敷地内に設置可能である旨を通知。同一の敷地内に設置している実例等を情報提供（28年度中）
- 障害福祉サービス等の報酬における公立減算の在り方を検討・結論（30年度中）
- 療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについて、療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省で連携して働きかけ（29年度中）、その結果に基き必要な措置を実施
- 精神保健福祉法による措置入院の費用徴収に必要な地方税関係情報の情報連携の方策について検討・結論（29年中）
- 地域生活支援事業費補助金の予算の概要、補助金の配分方針等を周知し、毎年度可能な限り早期に内示を実施

→（※）については、今年の通常国会に提出される予定の「第7次地方分権一括法(仮称)」において措置予定

(参考)平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)(抄)

※障害保健福祉部関係

(1)児童福祉法(昭22法164)**(i)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。**

- ・指定障害児通所支援事業者の指定(21条の5の15 第1項から3項)
- ・指定障害児通所支援事業者の指定の更新(21条の5の16第1項)
- ・指定障害児通所支援事業の設備及び運営に関する基準の制定等(21条の5の18第1項から3項)
- ・指定障害児通所支援事業者による指定に係る事項の変更等の届出の受理(21条の5の19第1項及び2項)
- ・指定障害児事業者等に対する勧告、命令等(21条の5の22第1項から4項)
- ・指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等(21条の5の23第1項)
- ・指定障害児通所支援事業者の指定等の公示(21条の5の24第1項)
- ・指定障害児通所支援事業者(全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(21条の5の25 第2項1号及び3項から5項)
- ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(21条の5の26第1項から4項)
- ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する勧告、命令等(21条の5の27 第1項から5項)

(3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)**以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。**

- ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者(全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(51条の2第2項1号及び3項から5項)
- ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(51条の3第1項から4項)
- ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者に対する業務管理体制の整備に関する勧告、命令等(51条の4第1項から5項)
- ・指定一般相談支援事業者(全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(51条の31第2項1号及び3項から5項)
- ・指定一般相談支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(51条の32第1項から4項)
- ・指定一般相談支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する勧告、命令等(51条の33第1項から5項)

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)(抄)

※障害保健福祉部関係

(20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

(i) 自立支援医療に係る支給認定を受けた障害者等が当該支給認定の有効期間内に当該支給認定をした市町村(精神通院医療に関しては、都道府県又は指定都市とする。以下「市町村等」という。)以外の市町村等に転居した場合における転居先の市町村等に対する支給認定の申請(53条)については、障害者等の利便性を向上させ転居後の自立支援医療の受診に支障が生じないようにする観点から、申請窓口である転居先の市町村が当該障害者等の転居元の市町村等における支給認定に係る医師の意見書及び診断書を取り寄せることが可能なこと、精神通院医療については転居先の市町村に申請のあった日を支給認定の有効期間の始期とすることが可能なこと等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。

(ii) 自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等から意見聴取を行った上で、現行の1年を延長することについて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iii) 障害者向けグループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平18厚生労働省令171)210条1項に規定する指定共同生活援に係る共同生活住居をいう。以下同じ。)については、一定の場合には特別養護老人ホームと同一の敷地内に設置することが可能であることを、都道府県、指定都市及び中核市に平成28年度中に通知する。その際、障害者向けグループホームを特別養護老人ホームと同一の敷地内に設置している実例があること及び一定の場合には障害者向けグループホームを特別養護老人ホームと同一の敷地内に設置することができることを条例で認めている地方公共団体があることを、都道府県、指定都市及び中核市に情報提供する。

(21) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)及び児童福祉法(昭22法164)

障害福祉サービス等の報酬において地方公共団体の設置する事業所等の単位数を1000分の965に減算すること(公立減算)については、事業所等の経営実態、サービスの提供実態等の客観的・具体的なデータに基づき、その在り方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)(抄)

※障害保健福祉部関係

(24) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25 法27)

(ii) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。

・療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、平成29 年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲](関係府省:内閣府、総務省及び国土交通省)

(iv) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25 法123)による入院措置又は費用の徴収に関する事務(別表2の23)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、措置入院という制度の性質等を踏まえ、地方税法(昭25 法226)上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について関係府省が連携して検討し、平成29 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲](関係府省:内閣府及び総務省)

(29) 地域生活支援事業費補助金

地域生活支援事業費補助金については、地方公共団体が事業の新設・継続の見通しを立てられるようにする観点から、地域生活支援事業に係る予算の概要、補助金の配分方針等について地方公共団体に周知するとともに、毎年度可能な限り早期に内示を行う。